

令和5(2023)年4月から資源物・不燃ごみの出し方が変わります

市役所HP用 1.26 更新

A コンテナで仕分けするもの

出す場所：地区収集拠点（月2回） または リサイクルセンター、リサイクルコーナー

①アルミ缶



中を水洗い

②スチール缶



中を水洗い

③スプレー缶



中身を使い切る
なるべく穴をあける

④食用廃油 (油をリサイクル)



ペットボトルで出す
缶・ビンは不可

⑤有害ごみ等



蛍光管・電球・乾電池
水銀体温計・使い捨てライター

⑥一升ビン ラベルそのまま



キャップを外す、中を水洗い

⑦ビールビン ラベルそのまま



キャップを外す、中を水洗い

⑧茶色のビン ラベルそのまま



キャップを外す、中を水洗い

⑨無色ビン ラベルそのまま



キャップを外す、中を水洗い

⑩その他の有色ビン 中を水洗い



ラベルそのまま、キャップを外す



写真：鳥栖市 10.24

B ネットで仕分けするもの

【プラスチック製品関係】

*汚れが取れないものは燃えるごみへ



⑪容器包装プラスチック

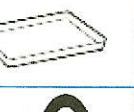


有色トレイ、食品包装、卵パック、菓子・麺類袋
ペットボトルのキャップとラベル



⑫白色トレイ

*白色のみ、有色は⑪容器包装プラへ



⑬発泡スチロール



*マーク入りのみ、色不問、細分化不要

PS

⑭ペットボトル 清涼飲料水、しょうゆ等調味料

キャップ・ラベルを外す、中を水洗い、つぶす

C ひもでくくって出すもの



⑮段ボール

⑯新聞・チラシ

⑰雑誌・雑がみ類 (お菓子・ティッシュペーパーの箱等)

⑱紙パック※500cc以上のみ。アルミ箔付は可燃ごみ

⑲吉布・吉着 *分別区分調整中

(布団・毛布・クッションは粗大ステッカーか可燃ごみ)



D 袋で出すもの

⑳燃えないごみ

金属類 (刃物 (新聞紙に包みハモノ等書く)、ナベなど)

ガラス類 (コップ、かがみ など)

陶磁器類 (茶碗、皿、花瓶、灰皿 など)

小型電気製品 (ラジオ、ドライヤー など)



可燃ごみと粗大ごみの、出し方・出す場所・収集日は、これまでと同じです

(問合せ) 市役所生活環境推進課 TEL 37-0112